

医療福祉費受給者証

更新のお知らせについて

母子・父子・重度障がい者・65歳以上重度障がい者の方へ

現在使用している医療福祉費受給者証は、6月30日(木)で使用できなくなりますのでご注意ください。

7月からの医療福祉費受給者証は、6月下旬に郵送します。

※平成23年度の所得が分からない方や、未申告の方については、所得の確認がとれないと医療福祉費受給者証を発行することができません。所得の確認がとれ

ない方には、その旨の通知文を郵送します。医療福祉担当者が所得を確認次第、医療福祉費受給者証を発行します。

※65歳以上75歳未満の重度心身障がい者で医療福祉制度（マル福）該当の方は、後期高齢医療保険に移行しないと受給できなくなりますのでご注意ください。

問 伊奈庁舎国保年金課 21111 (内線1189) ☎58

「第5期介護保険事業計画」

策定に伴うアンケート調査について

市では、「高齢になっても」介護が必要な状態になっても、誰もが安心して住み慣れた地域

市税に関する延長後の納期限について

東日本大震災の被災者に対する対応の一環として、被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に住所を有する方の市税に関する申告、納付などの期限を延長しているところですが、このたび、延長後の期限を決定しましたのでお知らせします。

東日本大震災が発生した3月11日から6月29日までに期限が到来する、固定資産税、個人の市民税、たばこ税、軽自動車税、国民健康保険税については、平成23年6月30日が納付期限となります（6月30日以降に期限が定められているものについて

は、期限の変更はありません。

これにより、固定資産税第1期（従前納期5月2日）、個人の市民税（特別徴収・3月～5月分）、軽自動車税（従前納期5月31日）、国民健康保険税随時分（従前納期5月2日）の納期限が6月30日となります。

法人の市民税については、3月11日から7月28日までに期限が到来するものは、7月29日が納期限となります。

問 伊奈庁舎税務課 21111 (内線1132) ☎58

21111 (内線1137) / 伊奈庁舎国保年金課 (内線1181) ☎58

でいきいきと暮らし続けることができるよう「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、この計画に基づき事業の適切な運営に努めてきました。

平成23年度は、第5期（平成24年度から平成26年度）の計画策定を行うため、市民の皆さんの意見を反映し、円滑な介護保険制度の運営を図るため、アンケート調査を実施しました。調査内容は、介護保険サービスや高齢者施策全般についてお聞きするものであり、サービス利用の実態や問題点などを把握するものです。調査は40歳以上の方を対象とし、調査票は6月下旬に発送しますので、皆さんのご協力をお願いします。

問 伊奈庁舎介護福祉課 21111 (内線1171) ☎58

くらしのQ&A

食べものに似た商品に注意

店でお菓子そっくりの石けんを見つけ、お祝い返しに贈ろうと思います。何か注意することはありますか。(20代・女性)

A

最近、クッキーやチョコレートそっくりの石けんや、ワイン・ジュースなどに似たパッケージの入浴剤などが、たくさん出回っています。これらの商品は見た目も楽しく実用的なので、ちよつとしたプレゼントにも利用されているようです。

一方、これらを食品と間違えて、食べたり飲んだりしてしまったという事故が起きています。そのほとんどは、人からもらったものか、買った人以外の家族が食品と勘違いしたことによるものです。

食べものではありません

日本では、本来の商品の成分や素材の基準が満たされていれば、食品に似せてはいけななどの規制がないため、色・形・香りとも本物そっくりの商品が売られています。また、石けんや入浴剤である旨の表示が小さく、分かりにくいものもあります。このような商品があることを知らない人や、気づかない人もいますので、人に贈るときは、食品ではないことをはっきり告げましょう。高齢者や小さな子どもがいる家庭に贈る場合は、一層の配慮が必要です。

問 市消費生活センター (谷和原庁舎1階) ☎25-3288